



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市会計規則の一部を改正する規則	行財政局業務改革課	1
訓令甲	神戸市公印取扱規程の一部を改正する訓令	行財政局業務改革課	2
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	4
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	6
告示	特殊車両通行許可申請手数料の徴収方法	建設局道路管理課	9
告示	港湾施設の供用休止	港湾局経営課	10
告示	収納事務の委託の告示	市長室市民情報サービス課	11
公告	神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例による説明会の開催(王子公園地区地区計画)	都市局都市計画課	12
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	13
公告	神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧(神戸国際港都建設計画道路1.3.6号大阪湾岸線西伸線、神戸発電所3・4号機設置計画、神戸山田太陽光発電所建設事業)	環境局環境保全課	14
区役所	漂流物の拾得	中央区保健福祉部保健福祉課	16
消防局	神戸市火災予防条例及び神戸市火災予防規則に規定する消防長が定める講習	消防局予防部査察課	17
交通局	神戸市交通局公印規程の一部を改正する規程	交通局経営企画課	18

神戸市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第22号

神戸市会計規則の一部を改正する規則

神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）の一部を次のように改正する。

第10号の2様式中「神戸市長 印」を「神戸市長 印」に改める。

第10号の3様式中「神戸市 印」を「神戸市長 印」に改める。

第10号の4様式中「神戸市長 印」を「神戸市長」に改める。

第11号様式中

「

金	額			千			円	を
---	---	--	--	---	--	--	---	---

「

金	額			千			円	に、
---	---	--	--	---	--	--	---	----

「神戸市（区）長 印」を「神戸市（区）長」に改める。

第12号様式中「神戸市長 印」を「神戸市長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

訓令甲第2号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公印取扱規程の一部を改正する訓令

神戸市公印取扱規程（昭和52年3月訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(公印の使用)</p> <p>第3条 文書への公印の押印は、次に掲げるものについて行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(公印の使用)</p> <p>第3条 文書への公印の押印は、次に掲げるものについて行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 市又は当該文書の名宛人の権利義務に重大な影響を及ぼす文書</u></p> <p><u>(3) 事実の証明に関する文書その他当該文書が真正であることを特に</u></p>

<p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、特に公印を押印すべき事情があると認められる文書</p> <p>2、3 [略]</p>	<p><u>認証する必要があると認められる文書</u></p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、特に公印を押印すべき事情があると認められる文書</p> <p>2、3 [略]</p>
--	---

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

神戸市告示第 360号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）第 23 条の 2 項及び 3 項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 9 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで。

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（ただし、即時撤去日より 7 日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和5年8月3日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 0台	令和5年8月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 30台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和5年8月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 0台	令和5年8月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 21台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和5年8月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年8月22日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和5年8月23日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 1台		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和5年8月24日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和5年8月29日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第361号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 39台 原動機付自転車 0台	令和5年8月2日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和5年8月3日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 46台 原動機付自転車 0台	令和5年8月7日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 21台 原動機付自転車 0台	令和5年8月8日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 23台 原動機付自転車 1台	令和5年8月10日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	令和5年8月12日	
	中央区長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 2台	令和5年8月14日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年8月18日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 0台	令和5年8月19日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 39台 原動機付自転車 0台	令和5年8月22日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和5年8月24日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 39台 原動機付自転車 0台	令和5年8月25日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 41台 原動機付自転車 0台	令和5年8月30日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	自転車 1台 原動機付自転車 0台			

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台	令和5年8月1日
		原動機付自転車 0台	
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台	
		原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台	
		原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台	令和5年8月3日
		原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 4台	
		原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 18台	
		原動機付自転車 1台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 30台	令和5年8月9日
		原動機付自転車 1台	
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台	
		原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24台	
		原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台	令和5年8月12日
		原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 4台	
	原動機付自転車 0台		
兵庫区長期放置	自転車 12台		
	原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 1台	令和5年8月17日	
	原動機付自転車 0台		
兵庫区長期放置	自転車 7台	令和5年8月18日	
	原動機付自転車 0台		
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台	令和5年8月21日	
	原動機付自転車 0台		
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台		
	原動機付自転車 0台		
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台		
	原動機付自転車 0台		
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台	令和5年8月28日	
	原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 6台		
	原動機付自転車 0台		
兵庫区長期放置	自転車 10台		
	原動機付自転車 0台		
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 28台	令和5年8月29日	
	原動機付自転車 0台		
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台		
	原動機付自転車 0台		
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台		
	原動機付自転車 0台		
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台		
	原動機付自転車 1台		
和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台		
	原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 1台		
	原動機付自転車 0台		

神戸市告示第362号

神戸市特殊車両通行許可申請手数料条例(昭和47年3月条例第50号)第3条の規定に基づく手数料の徴収方法を次の通り定める。

令和5年9月25日

神戸市長 久 元 喜 造

電子決済又は納付書による。

神戸市告示第363号

次の港湾施設について、令和5年10月1日から、その供用を休止する。

令和5年9月26日

神戸市長 久元喜造

供用を休止する港湾施設

物揚場

名 称	位 置	規 模
ポートアイランド（第2期） -4メートル物揚場その2	神戸市中央区港島9丁目 1番1	17m

ふ頭用地

名 称	位 置	規 模
ポートアイランド（第2期） -12メートルK岸壁背後ふ頭 用地その2	神戸市中央区港島8丁目 11番6、12番1	9,766 m ²
ポートアイランド（第2期） -12メートルK岸壁背後ふ頭 用地その1	神戸市中央区港島8丁目 11番6、12番1	23,790 m ²

神戸市告示第364号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、情報公開に係る手数料及び物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年9月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市中央区江戸町98-1

株式会社エブリンク

代表取締役 藤井 明浩

2 委託年月日

令和5年10月1日

神戸市公告

神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第15条第1項に規定する説明会を開催するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年9月26日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 開催日時

- (1) 令和5年10月9日 午前9時30分から
- (2) 令和5年10月10日 午後6時30分から

2 開催場所

- (1) 神戸市中央区東町115番地
神戸市立中央区文化センター 多目的ルーム
- (2) 神戸市灘区王子町3丁目
王子公園（王子動物園動物科学資料館） 動物園ホール

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和5年9月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

野村不動産株式会社 西日本支社
住宅事業推進部長 谷口 幸三
大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル15階

2 設計者の氏名、住所及び連絡先

株式会社IAO竹田設計
宇野 達彦
大阪市西区西本町1丁目4番1号
オリックス本町ビル5階
06-6532-8762

3 景観影響建築行為の概要

- (1) 所在及び地番 神戸市中央区下山手通2丁目5番6号、5番7号、5番8号、5番9号、5番10号
- (2) 敷地面積 約629平方メートル
- (3) 建築面積 約432平方メートル
- (4) 延べ面積 約4,797平方メートル
- (5) 高さ 約42.5メートル
- (6) 構造 RC造
- (7) 階数 地上13階
- (8) 建物用途 共同住宅

4 縦覧の期間

令和5年9月26日から令和5年10月10日まで

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年9月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 対象事業の概要

事業の名称	神戸国際港都建設計画 道路1.3.6号大阪湾岸 線西伸線	神戸発電所3・4号機 設置計画	神戸山田太陽光発電所 建設事業
事業者の 名称	①国土交通省近畿地方 整備局 ②阪神高速道路株式会 社	株式会社コベルコパワ ー神戸第	神戸山田太陽光発電所 合同会社
代表者	①近畿地方整備局長 見坂 茂範 ②代表取締役社長 吉田 光市	代表取締役社長 木本 総一	代表社員 ソーラー・パーク・ コウベ・ゲーエムベ ーハー 職務執行者 神山 尚人
事業者の 所在地	①大阪市中央区大手前 3丁目1番41号 大手前合同庁舎 ②大阪市北区中之島3 丁目2番4号	神戸市灘区灘浜東町 2番地	神戸市北区山田町原野 字舟田39番地の4
事業の種類 及び規模	一般国道（自動車専用 道路）の改築 延長約14.1km	石炭火力発電所 65万kW×2基	事業地面積：107.4ha 発電出力：40MW
対象事業の 位置	神戸市東灘区向洋町東 ～神戸市長田区南駒栄 町	神戸市灘区灘浜東町 2番地	神戸市北区山田町 坂本、東下、中

2 縦覧の期間

令和5年9月26日（火曜）から10月10日（火曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2階
神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市中央区公告

水難救護法（明治32年3月29日法律第95号）第25条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年9月26日

神戸市中央区長 八乙女 悦範

1 拾得物件

- (1) 救命筏 一式
型式：KHA-10 製造番号：129522
- (2) オール 2本
- (3) レーダーリフレクター 1セット
- (4) 海上救助手帳 1冊
- (5) 寝袋 2つ
- (6) スポンジ 2個
- (7) 双眼鏡 1つ
- (8) 手芸セット 1セット
- (9) 単3電池 4本
- (10) 救難信号 6本
- (11) 乾パン 10包
- (12) 釣り道具 1セット
- (13) 救急箱 1つ
- (14) 修用用具 1式
- (15) シーアンカー 1枚
- (16) 日光信号鏡 1個
- (17) 緊急用飲料水 30包
- (18) 緊急用具入れカバン 1個

2 拾得場所

兵庫県淡路市野島沖

3 拾得年月日

令和5年8月12日（土）

4 保管場所

神戸市中央区東町115番地 神戸市中央区保健福祉部保健福祉課管理担当

消防告示第1号

神戸市火災予防条例（昭和37年4月1日条例第6号。以下「条例」という。）第50条の4の3第4項に規定する講習、条例第50条の4の3第5項において読み替えて準用する講習、神戸市火災予防規則（昭和37年6月27日規則第34号。以下「規則」という。）第7条の2第1項第2号に規定する講習及び規則第7条の5において読み替えて準用する講習を指定した、神戸市火災予防条例及び神戸市火災予防規則に規定する消防長が定める講習（平成23年5月16日消防告示第1号）は、令和6年3月31日限り、廃止する。

令和5年9月26日

神戸市消防長 栗岡由樹

神戸市交通局公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年9月26日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第5号

神戸市交通局公印規程の一部を改正する規程

神戸市交通局公印規程（昭和27年11月交規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（公印の使用）</p> <p>第3条の2</p> <p>3 文書への公印の押印は、次に掲げるものについて行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、特に</p>	<p style="text-align: center;">（公印の使用）</p> <p>第3条の2</p> <p>3 文書への公印の押印は、次に掲げるものについて行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>市又は当該文書の名宛人の権利義務に重大な影響を及ぼす文書</u></p> <p>(3) <u>事実の証明に関する文書その他当該文書が真正であることを特に認証する必要があると認められる文書</u></p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、特</p>

公印を押印すべき事情があると認められる文書	に公印を押印すべき事情があると認められる文書
4 [略]	4 [略]
5 局内宛に発送する文書については、公印の押印をしないものとする。	5 局内宛に発送する文書については、 <u>特に必要がある場合を除き</u> 、公印の押印をしないものとする。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。